

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	病院局 市民病院 事務部 総務管理課	
許 認 可 等 名	徳島市病院局の行政財産の使用料の減免	
根 拠 法 令	徳島市病院局公有財産規程	
根 拠 条 項	第 2 条第 4 項	
連 絡 先	(電話 6 2 2 - 9 3 2 3)	
審 査 基 準	基 準	<p>1 次のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。</p> <p>(2) 災害その他の緊急事態の発生により応急の用に供するとき。</p> <p>(3) 職員の福利厚生を目的とする事業の用に供するとき。</p> <p>(4) 病院局の事務事業と密接な関連を有し、若しくはその円滑な執行に寄与すると認められる場合に必要範囲内で使用するとき。</p> <p>(5) 病院局の労働組合等が必要最小限度の規模の事務室又は事業の用として使用する場合。</p> <p>(6) その他病院事業管理者が特に必要と認めたとき。</p> <p>2 行政財産使用料の減免の申請方法</p> <p>行政財産使用料の減免申請は、次に掲げる事項を記載した行政財産使用料減免申請書（徳島市病院局公有財産規程別記様式第 3 号）を病院事業管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 使用許可を申請する者の住所又は所在地及び氏名又は名称並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名</p> <p>(2) 減免を受けようとする理由</p> <p>(3) 使用物件</p> <p>(4) 使用目的</p> <p>(5) 使用期間（原則 1 年以内とする）</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成 2 4 年 8 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 （設定しないものについてはその理由）	総日数 1 5 日（休日を除く）
	設定等年月日	平成 2 4 年 8 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）